

大津市会計年度任用職員募集要項

【職種：家庭児童相談員　こどもの育ち支援課】

令和8年度に大津市において採用する会計年度任用職員を募集します。会計年度任用職員とは一般職の地方公務員で、採用されると服務規程（職務専念義務や守秘義務等）が適用されます。

- 1 募集人数 1人（週35時間勤務）
※労働日数、時間、曜日については相談可

- 2 募集職種 家庭児童相談員（こどもの育ち支援課）

3 業務内容

- 市内保育園・幼稚園・認定こども園等の巡回相談にかかる養育相談業務
(1) 市内園における障害児家庭の養育相談
(2) 上記にかかる事務（パソコンを使用した資料作成、データ入力業務）
(3) 文書受付、電話・窓口対応業務 等

【業務内容の変更範囲】：なし

4 募集対象

- (1) パソコン（ワード・エクセル）の操作が行えること
(2) 窓口や電話等における接遇応対業務に従事可能であること
(3) 普通自動車運転免許（AT可。取得後1年以上経過していること）を取得しており、市内での運転が可能であること
(4) 臨床心理士・公認心理師・社会福祉士・精神保健福祉士・児童福祉司・児童福祉司任用前講習会の課程を修了した者、または、保育園、認定こども園及び幼稚園における障害児家庭の養育相談業務の実務経験が5年以上ある者

◎地方公務員法第16条に規定する下記の欠格事項に該当する方は応募できません。

- ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの
- ・大津市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

5 応募受付期間

令和8年2月3日（火）から令和8年2月16日（月）正午まで

6 応募方法

ハローワークを通じてご応募いただくか、受付期間内に下記の連絡先へ直接電話連絡してください。

選考当日に下記の書類を持参してください。

- ① ハローワーク紹介状（ハローワークを通じて応募される場合）
- ② 写真を添付した履歴書
- ③ 資格者証の写し、講習会修了証、実務経験を記載した職務経歴書（様式任意）等の募集対象者であることを示すもの
- ④ レポート（別添レポート作成要項に沿ったもの）

※選考の手続きにおいて提出された個人情報については、選考及び任用の手続きに必要な範囲内でのみ使用します。

【受付時間】土曜日、日曜日及び祝日を除く午前 9 時から午後 5 時

【連絡先】大津市こども未来部こども総合支援局こどもの育ち支援課 西川・南まで

電話番号：077-536-5635

7 選考日時及び選考会場

令和 8 年 2 月 17 日（火）

選考時間・選考会場については決定次第、個別に連絡します。

8 選考方法

面接試験及びレポート

9 結果の発表

受験者本人宛に、1 週間以内に、合否通知を文書で発送します。

10 勤務条件

任用期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで 採用後 1 ヶ月（実勤務日数が 15 日に満たない場合は 15 日まで延長）は条件付採用とし、良好な成績で勤務して初めて正式採用されます。
再度の任用	■ 原則あり □ 原則なし (翌年度も同じ職が設置され、勤務成績が良好な場合、再度任用される場合があります。)
勤務地	大津市御陵町 3 番 1 号 大津市役所本庁 こども未来部 こども総合支援局 こどもの育ち支援課
勤務地変更の可能性	なし
勤務日	週 5 日（月曜日～金曜日）
休日	土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日）
休暇	年次有給休暇 1 年目 10 日（任用期間に応じて付与） 特別休暇あり（要件あり）

勤務時間	週35時間勤務（1日7時間×週5日）8時40分～16時40分 休憩60分
基本給	週35時間勤務 月額229,824円～246,992円 ※本市職員としての経歴に応じて決定します。
諸手当	期末勤勉手当 年2回 年間最大4.65月分、支給基準に沿って在職期間、成績率に応じた割合で支給します。 通勤手当相当（片道2km以上の場合、上限月額55,000円）、時間外勤務手当相当が要件により支給されます。
社会保険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険
災害補償	公務上の災害又は通勤による災害についての補償制度あり
服務	地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。 當利企業への従事（兼業）は可能ですが、その場合でも職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律は適用となるため、留意してください。（兼業先との所定勤務時間の合計が週40時間を超える場合は職務遂行に支障をきたす恐れがあるため、認められません。）
その他	・給与等支給日：当月20日 ・勤務条件については、関係条例や規則等の改正が行われた場合、その定めるところにより変更します。